

## 予算執行の情報開示についての指針（案）の方向性

### I 本指針の目的

予算執行に関する情報開示を抜本的に強化し、国民自らが支出の無駄をチェックできるようにするとともに、この取組を通じて、行政自らのマネジメントの改善につなげる。

### II 予算支出状況の継続的な開示

各府省において所管・組織・項別に、毎月の支出状況を公表する。

特に、年度末に、事務経費等の無駄な駆け込み執行や不要不急な出張等が行われていないか、庁費及び旅費について公表する。

### III 予算執行に関する意思決定の情報開示

- 1 公共調達に関する情報開示
  - (1) 契約に係る情報の公表
  - (2) 随意契約見直し計画の公表
- 2 公共事業等に関する情報開示
- 3 補助金に関する情報開示

### IV 予算の支出先・支出目的に着目した情報開示

- 1 予算の支出先の明示
- 2 特定の経費についての情報開示
  - (1) 委託調査費
  - (2) タクシー代

### V 予算執行情報開示に関する一元的なアクセス・ポイントの創設

### VI 予算監視・効率化チームの役割

予算監視・効率化チームは、情報開示の充実への取組状況を公表する。

### VII 今後の検討

今後、各府省ポータル・ページ及び e-Gov（電子政府の総合窓口）サイト内全府省ホームページ検索において、予算執行情報に関し、事業名、法人名等によるキーワード検索を可能とすることを検討する。